

令和元年山辺町農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 13時30分～16時10分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(8人)

1番	江口 順市	2番	佐藤 忠也
3番	佐藤 るみ子	4番	岡崎 政志
5番	渡邊 秀彦	6番	多田 美幸
7番	稲村 健	8番	会田 保兵衛
4. 欠席委員(0人)
5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名
農村整備係長 武田 忍
6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 吉田 郁男 農地係長 鎌上 寛史 主事 木村 健太
7. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議第26号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 議第27号 山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について
 - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告(2) 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分報告について
 - ①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について
 - 報告(4) 農地改良届出書の受理について

8. 会議の概要

- | | |
|-----|---|
| 会長 | ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第12回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。 |
| 事務局 | はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いいたします。 |
| 議長 | はい。わかりました。それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 |

(異議なしの声あり)

議長

それでは、2番佐藤忠也委員と4番岡崎政志委員よろしくお願ひします。

これより、議事に入ります。議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。

【議第25号、1番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願ひします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。

議長

何かありますか。無いようなので決を採ります。

議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を農業委員会の意見を付して県によろしくお願ひします。次に、議第26号に入る前に、江口委員が借り人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願ひします。関係議案終了後に着席いただきます。

(江口委員退席)

議長

議第26号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい。資料6ページからご説明いたします。

【議第26号、81番から102番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願ひします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願ひします。

議長

101、102番なのですが、大塚地区でも去年からお願ひしていて荒地になっている状況で、今年やってくれるということできれいになると思います。

事務局 補足説明いたします。101、102番の件で、今回所有者の方から中間管理機構に貸し付けになりまして2月頃に●●さんに配分される予定となっています。配分されましたら町の耕作放棄解消事業を使いまして、抜根等したうえで、田んぼに戻して水稻作付する予定となっております。

議長 他に何かありますか。

佐藤忠也委員 94、96、97番なのですが、借賃料の件で賃借料情報の平均額、平均kgとありますが何を基に算定するのですか。

事務局 毎年農業委員会を出している賃借料情報になります。

岡崎委員 これは毎年変わるということか。

事務局 賃借料情報の平均額等が変われば、変わるようになります。

岡崎委員 この借り方をすれば、借りる方が有利で、毎年情報が変わってくるからおそらく平均単価は下がってくると思います。この申請は貸す人から要請があったわけではないのか。

事務局 話を聞く限りは借りる方からの希望のようです。

議長 他にありますか。

佐藤忠也委員 101番の件で現状はどうなっているのか。

事務局 以前果樹が植えられていた様ですが、現在は果樹の切り株が残っており、草刈り等もされていない状態です。

議長 他にありますか。無いようなので決を採ります。

議第26号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件を決定しますのでよろしく申し上げます。

(江口委員着席)

議長 次に議第27号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

(武田係長着席)

事務局 はい。資料12ページにあります3件の農業振興計画の計画変更ということで、こちらに対します意見を農業委員会に求められています。詳細につきましては、農村整備係の武田係長より説明していただきます。よろしくお願いします。

武田係長 はい。資料12ページからご説明いたします。
【議第27号、1番から3番を議案書をもとに朗読】
以上概要説明を終わります。

議長 ただいま、説明が終わりました。1番からご意見ご質問をお願いします。

渡邊委員 駐車場は何台予定しているのですか。

武田係長 19台です。マイクロバスで来る団体客もいるようなので、ここが除外になればマイクロバスも対応できるということでした。

議長 他にありますか。無いようなので2番に移ります。ご意見ご質問をお願いします。

議長 当該農地にはどのようにして入るのか。

武田係長 道路に面している土地が宅地で、一部を進入路として8mほど買い取るようです。

議長 他にありますか。無いようなので3番に移ります。ご質問ご意見をお願いします。

佐藤るみ子委員 電気自動車スタンドということで営業時間は決まっているのでしょうか。

武田係長 営業時間まではまだわからないのですが、近隣の施設と合わせると聞いています。

江口委員 周りに果樹園があると思いますが、同意のハンコをもらうにどういった内容で、もらったのか。

武田係長 電気自動車スタンド施設を作るということで納得して同意書のハンコを押してもらっています。

岡崎委員 同意してもらったと言っても後から文句を言われてもどうしようもない。特に消毒だと思う。防護ネットを周りにするなど、何かしないと拗れる気がする。何か方法はなにか。

江口委員 24時間営業になると消毒するにお客様の電気自動車に当たらないように何か対策をしなければならないというのは難しい。

議長 周辺園地の方からそういう話は入ってきていないのか。

事務局 隣接所有者の1名から、計画変更の同意書に押印した後に連絡がありまして、押印する際には車両等に消毒がかかっても苦情は言わないということを口頭で説明があったとのことでしたが、書面にして取り決めておかないと、後々問題になる可能性があるのでは、書面の作成を依頼した方が良いという事は、話をしております。

議長 まだ書面にはなっていないということですか。それがなっていないうちに許可を出してしまうとそのままになってしまうのではないかと。

事務局 まず、今日の時点では農振の計画を変更することに対して農業委員会としてどのような意見を出すかを審査する場となります。その審査の中で除外した後の問題等が想定されるのであれば、そういったことも付け加えたうえでの意見として、支障はないのではないかと。というような意見も出来ますし、今回については、農用地区域の一部を白地にするということもあるので、農地の一体的利用に支障があるのではないかと。ということで、農業委員会としては支障があるため反対という形の意見も出せると思いますので、その点をふまえたうえでのご審議をお願いします。

岡崎委員 この電気スタンドを始めたいと場所を選定してこのような形状の土地の求め方はあまりしないだろうと思いますが、自分の土地がここにあってだけの話なのか。この区画全部を一括で求める気はなかったのでしょうか。

武田係長 一番は自分の所有している農地があったということです。もう一つは県道の方からの侵入と町道からの侵入も出来るというような利便性も考えられます。

岡崎委員 周りの人のことを考えれば、この区画を全部買い求めて四角にすることを考えたのでしょうか。電気スタンドと自動車整備となると結構車が駐車すると思います。先ほどもあったが、果樹の消毒がかかる可能性が十分あります。隣接者の合意を得てくださいと言いますが、かかった場合どうするのかまで内容を契約書の中に書かないとハンコを押すのかなという心配があります。交換分合をして町道側に寄せの方がいいのではないかと考えます。

武田委員 隣接しているのが田ではなく畑で、果樹が植えられている所なので、なかなか田のように交換はうまく進まないと考えられます。

渡邊委員 電気スタンドで、自動車整備と農機具修理も考えているようだが、そういった場合、開発の許可は下りるのか。

武田係長 その件については村総の方とも事前協議しまして、電気スタンド施設であれば大丈夫だと聞いております。目的は電気スタンド施設ですが、中身としては整備工場と農機具修理もあるという中身で開発の方は通ると聞いております。

佐藤忠也委員 土地の状況を見ますと道路際には、さくらんぼが植えられているということで合意のうえでやると思うのですが、必ず問題が出てくるのではないかと思います。
なぜかという、消毒をすると相当飛びます。電気スタンドとなると高級乗用車が停まっていて消毒がかかると、かけた人が裁判に掛かったりすると負ける可能性が十分にあります。

議長 この件の内容を文章化して、そして委員会でこういうことを考えて意見を出すしかなないと私は思っているのですが。

岡崎委員 許可する気持ちはあるのですが、後々起きるトラブルがある。合意はしているのだけれどもその後のことが詰まっていないことがほとんどなので、それを明文化してお互いに合意していると完璧なのかなと思います。

議長 例えば電柱でも立てて防護ネットでもしてもらえると結構変わってくるのではないかと私は考えているのですが、そんなことも考えながら許可出来ればと思っています。

渡邊委員 白地にすることにハンコを押したと思うが、同意書の中身はどういう内容でハンコをもらったのか。

武田係長 同意書の中身ですが、●●●●●●●●が山辺町で定めた農振計画のうち電気自動車スタンド施設のため農用地利用計画を変更することについて隣接農地所有者として意義ありませんので同意します。というような中身です。

岡崎委員 そうだとすれば、通り一遍の同意書。何かあった時にはどうするというような内容がない。仮にそのような内容で話が進んだ場合、必ずトラブルが出てくるので同意書を詰めてもらいたい。

議長 意見書を作成するために、まずは皆さんの意見を聞きたいと思います。

江口委員　これを解決するにはなかなか難しい問題があると思っております。

佐藤忠也委員　これは問題が出る場所だと思いますので、防護柵を設置する等の対策や、消毒がかかった時にどうするのかを文書に付けてもらいたい。

佐藤るみ子委員　今後の条件を整備してやってもらいたい。

岡崎委員　消毒の問題について合意書の内容をもっと詰めてもらいたい。保障の内容、処理まで明文化した合意書を取り交わしていただきたい。

渡邊委員　このままの計画では私は反対いたします。形はこのままでいいのか。島のような形で残ってしまうのは白地にするにしても、農転するにもするべきではないという考え方です。

多田委員　周りの合意を得ているということで、問題が起きないような状況を作れるのであれば大丈夫かと思えます。

稲村委員　電気スタンドというのはいいことなのですが、農地、農家を守るのも我らの務めで、果樹が植えられているということなので消毒関係で果樹が作れなくなるということはないように事務局で文章を作成して提出してもらいたいと思います。

議長　皆さんご意見ありがとうございます。反対の方もいるので、それも含めてまとめて頂きたい。

事務局　皆さんの意見を集約しますと、「今のこの形状での状況だと農地の一体的利用が阻害されるのではないか。だけれどもここを白地にしてスタンドとして使うのであれば周辺の果樹農家の方ともしっかりとした取り決めをしたうえで、その後事業を進めること。」という様な意見ということでよろしいでしょうか。

議長　条件付き賛成という内容で文書を作成して私が見て出す様な形でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長　①、②についても決を採ります。
議第27号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長 全員賛成です。よってこの件について農業委員会の意見書を付してよろしくお願
いします。

(武田係長退席)

議長 次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の14ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出
書の受理について。

【報告(1)、25番から26番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。無いようです。

次に、「山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分
報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の15ページになります。①農地法第5条第1項第7号の規定による
農地転用届出書の受理について。

【報告(2)、7番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。無いようです。

次に、「農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について」事務
局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の16ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書
の確認の報告について。

【報告(3)、16番から18番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。無いようです。

次に、「農地改良届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページになります。農地改良届出書の受理について。

【報告(4)、3番から4番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

渡邊委員 4番について盛り土は何ですか。

事務局

工事残土と聞いております。

議長

これについて他に何か質問等ございますか。特に何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第12回総会を閉会いたします。